

改 正 案

現 行

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 役員及び職員（第七条—第十七条）

第三章 業務（第十八条—第二十一条）

第四章 財務及び会計（第二十二条—第三十九条）

第五章 監督（第四十条・第四十一条）

第六章 雑則（第四十二条—第四十五条）

第七章 罰則（第四十六条—第四十八条）

附則

（目的）

第一条 環境事業団は、公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域における公害の防止に必要な業務、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）における環境の保全に資する情報等を提供する業務等を行うとともに、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援に必要な業務を行い、もつて地球環境保全に寄与し、生活環境の維持改善、自然環境の保全及び産業の健全な発展に資することを目的とする。

（資本金）

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 役員及び職員（第七条—第十七条）

第三章 業務（第十八条—第二十一条）

第四章 財務及び会計（第二十二条—第三十条）

第五章 監督（第三十一条・第三十二条）

第六章 雑則（第三十三条—第三十六条）

第七章 罰則（第三十七条—第三十九条）

附則

（目的）

第一条 環境事業団は、公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域における公害の防止に必要な業務、自然公園の区域における自然環境の保護及び整備に必要な業務並びに開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）における環境の保全に資する情報等を提供する業務等を行うとともに、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援に必要な業務を行い、もつて地球環境保全に寄与し、生活環境の維持改善、自然環境の保全及び産業の健全な発展に資することを目的とする。

（資本金）

第三条の二（略）

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第三十七条第一項の地球環境基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

3（略）

（業務の範囲）

第十八条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～四（略）

五 産業廃棄物の広域的な処理が必要と認められる地域において、産業廃棄物の広域のかつ適正な処理及び産業廃棄物処理施設の周辺地域における生活環境の保全を図るため、産業廃棄物処理施設のうち産業廃棄物の最終処分場（当該産業廃棄物の最終処分場が同時に一般廃棄物の最終処分場である場合を含み、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域に設置されるものを除く。以下この号において「最終処分場」という。）若しくは最終処分場以外の施設（当該施設が同時に一般廃棄物処理施設である場合を含む。）で政令で定めるものを設置し、又はその設置と併せて当該最終処分場の周辺に、若しくは設置した最終処分場に係る埋立処分が終了した後その跡地に、都市公園となるべき緑地（前号に規定する緑地に該当する緑地を除く。）を設

第三条の二（略）

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第二十八条の二第一項の地球環境基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

3（略）

（業務の範囲）

第十八条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～四（略）

五 産業廃棄物の広域的な処理が必要と認められる地域において、産業廃棄物の広域のかつ適正な処理及び産業廃棄物処理施設の周辺地域における生活環境の保全を図るため、産業廃棄物処理施設のうち産業廃棄物の最終処分場（当該産業廃棄物の最終処分場が同時に一般廃棄物の最終処分場である場合を含み、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域に設置されるものを除く。以下この号において「最終処分場」という。）若しくは産業廃棄物の脱水、乾燥、焼却若しくは破碎を行うための施設（当該施設が同時に一般廃棄物処理施設である場合を含む。）で政令で定めるものを設置し、又はその設置と併せて当該最終処分場の周辺に、若しくは設置した最終処分場に係る埋立処分が終了した後その跡地に、都市公園となるべき緑地（前号に規定

置き、及びこれらを譲渡すること。

六 ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物（第八号において「廃棄物」という。）となつたもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。以下この号及び次号において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」という。）の広域的かつ適正な処理を図るため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の設置及び改良、維持その他の管理を行うこと。

七 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を確実かつ適正に行うことができると認められるものとして環境大臣が指定する者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るため、その処理に要する費用で環境省令で定める範囲内のものにつき助成を行うこと。

八 廃棄物の処理に関する技術を企業等の研究開発能力を活用することにより開発し、その成果を普及するほか、廃棄物の処理の促進を図るための必要な調査研究並びに情報の収集、整理及び提供を行うこと。

（削除）

する緑地に該当する緑地を除く。）を設置し、及びこれらを譲渡すること。

六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物（以下この号並びに第三十五条第一項第五号及び第六号において「廃棄物」という。）の処理に関する技術を企業等の研究開発能力を活用することにより開発し、その成果を普及するほか、廃棄物の処理の促進を図るための必要な調査研究並びに情報の収集、整理及び提供を行うこと。

七 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二十三条に規定する集団施設地区の区域でその区域内における同法第

九十三 (略)

2 事業団は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内において、委託に基づき、主務大臣の認可を受けて、同項第一号から第六号までの業務として行う工事と密接な関連を有する工事を行うことができる。

(関係機関等との連絡)

第十九条 事業団は、前条第一項第十号から第十二号までの業務を円滑かつ効果的に行うため、外務省その他の関係行政機関その他関係する機関及び団体と緊密に連絡するものとする。

(事業実施計画)

第二十一条 事業団は、第十八条第一項第一号から第六号までの業務を行おうとするときは、環境省令、経済産業省令又は国土交通省令で定めるところにより、事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならぬ。この変更(環境省令、経済産業省令又は国土

二条第六号に規定する施設(以下この号において「公園施設」という。)を一体的に整備することが必要なものにおいて、同法第十四条第三項又は第十五条第三項の規定による認可を受けて、自然公園の保護及び利用者の自然環境に関する理解の増進を図り、並びにその他自然公園の健全な利用に資するために設置することが必要な複合施設(二以上の公園施設であつてその組合せ及び配置が政令で定める要件に適合するものをいう。)を設置し、及び譲渡すること。

八十二 (略)

2 事業団は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内において、委託に基づき、主務大臣の認可を受けて、同項第一号から第五号まで又は第七号の業務として行う工事と密接な関連を有する工事を行うことができる。

(関係機関等との連絡)

第十九条 事業団は、前条第一項第九号から第十一号までの業務を円滑かつ効果的に行うため、外務省その他の関係行政機関その他関係する機関及び団体と緊密に連絡するものとする。

(事業実施計画)

第二十一条 事業団は、第十八条第一項第一号から第五号まで及び第七号の業務を行おうとするときは、環境省令、経済産業省令又は国土交通省令で定めるところにより、事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならぬ。この変更(環境省令、経済産業省

交通省令で定める軽微な変更を除く。( )をしようとするときも、同様とする。

2 (略)

(削除)

(区分経理)

第二十五条 事業団は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十八条第一項第六号及び第七号の業務並びにこれらに附帯する業務

二 第十八条第一項第十一号及び第十二号の業務並びにこれらに附帯する業務

三 前二号に掲げる業務以外の業務

2 事業団は、前項第一号に掲げる業務に係る経理については、第十八条第一項第六号の業務及びこれに附帯する業務に係るものと同項第七号の業務及びこれに附帯する業務に係るものとを区分して整理しなければならない。

第二十六条 (略)

令又は国土交通省令で定める軽微な変更を除く。( )をしようとするときも、同様とする。

2 (略)

(区分経理)

第二十四条の二 事業団は、第十八条第一項第十号及び第十一号の業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第二十五条 (略)

(借入金及び環境事業団債券)

第二十七条 事業団は、環境大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は環境事業団債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2・3 (略)

4 第一項の規定による債券(当該債券に係る債権が第二十九条の規定に基づき信託された金銭債権により担保されているものを除く。)の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 (略)

6 事業団は、環境大臣の認可を受けて、債券の発行、償還利子の支払その他の債券に関する事務の全部又は一部を銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条(社債管理会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。

8 (略)

(債務保証)

第二十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第十八条第一項第六号の業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための事業団の長期借入金に係る債務(国際復興開発銀行等か

(借入金及び公害防止債券)

第二十六条 事業団は、環境大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は公害防止債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2・3 (略)

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 (略)

6 事業団は、環境大臣の認可を受けて、債券の発行、償還利子の支払その他の債券に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条(社債管理会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社に準用する。

8 (略)

らの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（債券の担保のための金銭債権の信託）

第二十九条 事業団は、環境大臣の認可を受けて、債券に係る債務の担保に供するため、その金銭債権の一部を信託会社又は金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関（次条において「信託会社等」という。）に信託することができる。

（資金の調達のための金銭債権の信託）

第三十条 事業団は、環境大臣の認可を受けて、業務に要する資金を調達するため、その金銭債権の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権を譲渡することができる。

（信託の受託者からの業務の受託）

第三十一条 事業団は、前二条の規定によりその金銭債権を信託するときは、当該信託の受託者から次に掲げる業務の全部を受託しなければならない。

- 一 当該金銭債権の回収に関する業務
- 二 当該金銭債権の回収に関連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理及び処分

第三十二条～第三十四条（略）

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金）

第三十五条 事業団は、第十八条第一項第六号の業務に要する費用で環境省令で定める範囲内のもの及び同項第七号の業務に要する費用に充てるためにポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を設け、次条の規定により交付を受けた補助金とポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てることを条件として政府及び都道府県以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 事業団は、次に掲げる方法によるほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を運用してはならない。

一 前条各号に掲げる方法

二 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への補助金）

第三十六条 政府及び都道府県は、予算の範囲内において、事業団に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てる資金を補助することができる。

（地球環境基金）

第三十七条 事業団は、第十八条第一項第十一号及び第十二号の業務並びにこれらに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によつて得るために地球環境基金を設け、第三条の二第二項

第二十七条～第二十八条（略）

（地球環境基金）

第二十八条の二 事業団は、第十八条第一項第十号及び第十一号の業務並びにこれらに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によつて得るために地球環境基金（以下「基金」という）



後段の規定により政府が示した金額と地球環境基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 第三十五条第二項の規定は、地球環境基金について準用する。

第三十八条・第三十九条 (略)

第五章 監督

第四十条・第四十一条 (略)

第六章 雑則

第四十二条 (略)

(協議)

第四十三条 環境大臣は、次の場合には、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣と協議しなければならない。

一 第三条第二項、第二十三条、第二十七条第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第二十九条又は第三十条の規定によ

( )を設け、第三条の二第二項後段の規定により政府が示した金額と基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 事業団は、次に掲げる方法によるほか、基金を運用してはならない。

一 前条各号に掲げる方法

二 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

第二十九条・第三十条 (略)

第五章 監督

第三十一条・第三十二条 (略)

第六章 雑則

第三十三条 (略)

(協議)

第三十四条 環境大臣は、次の場合には、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣と協議しなければならない。

一 第三条第二項、第二十三条又は第二十六条第一項、第二項ただし書若しくは第六項の規定による認可をしようとする

る認可をしようとするとき。

二 (略)

三 第三十四条第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。

2 環境大臣は、次の場合には、財務大臣と協議しなければならない。

一 第十八条第一項第七号又は第三十五条第一項の環境省令を定めようとするとき。

二 第二十三条、第二十七条第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第二十九条、第三十条又は第三十三条の規定による認可をしようとするとき。

三 第二十四条第一項又は第三十八条の規定による承認をしようとするとき。

四 第三十四条第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。

3 (略)

4 環境大臣は、第三十九条の環境省令を定めようとするときは、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣と協議しなければならない。

(主務大臣等)

第四十四条 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 第十八条第一項第一号の業務(中小企業構造高度化業務を除く。以下この号において同じ。)、同項第二号の業務、同

き。

二 (略)

三 第二十八条第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。

2 環境大臣は、次の場合には、財務大臣と協議しなければならない。

一 第二十三条、第二十六条第一項、第二項ただし書若しくは第六項又は第二十七条の二の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十四条第一項又は第二十九条の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十八条第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。

3 (略)

4 環境大臣は、第三十条の環境省令を定めようとするときは、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣と協議しなければならない。

(主務大臣等)

第三十五条 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 第十八条第一項第一号の業務(中小企業構造高度化業務を除く。以下この号において同じ。)、同項第二号の業務、同

項第五号の業務（都市公園となるべき緑地を設置し、及び譲渡する業務を除く。以下この号において同じ。）及び同項第六号から第九号までの業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項の規定により委託を受けて行う業務で同条第一項第一号、第二号、第五号又は第六号の業務に係るものに関する事項については、環境大臣

四（略）

五 第十八条第一項第十号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項については、環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣

六 第十八条第一項第十一号及び第十二号の業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項については、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣

2（略）

第四十五条（略）

第七章 罰則

第四十六条 第四十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反

項第五号の業務（都市公園となるべき緑地を設置し、及び譲渡する業務を除く。以下この号において同じ。）並びに同項第六号、第七号及び第八号の業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項の規定により委託を受けて行う業務で同条第一項第一号、第二号、第五号又は第七号の業務に係るものに関する事項については、環境大臣

四（略）

五 第十八条第一項第九号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項については、環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣

六 第十八条第一項第十号及び第十一号の業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項については、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣

2（略）

第三十六条（略）

第七章 罰則

第三十七条 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為を

行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一～三 (略)

四 第三十四条の規定に違反して業務上の余剰金を運用し、又は第三十五条第二項(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反してホリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金若しくは地球環境基金を運用したとき。

五 第四十条第二項の規定による命令に違反したとき。

第四十八条 (略)

した事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一～三 (略)

四 第二十八条の規定に違反して業務上の余剰金を運用し、又は第二十八条の二第二項の規定に違反して基金を運用したとき。

五 第三十一条第二項の規定による命令に違反したとき。

第三十九条 (略)

改 正 案	現 行
<p>（環境事業団の業務の特例）                  第八条の六（略）</p> <p>2 前項の規定により環境事業団の業務が行われる場合には、事業団法第十八条第一項第四号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十七号）」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十七号。以下「廃棄物処理法」という。）」と、「同法」とあるのは「廃棄物処理法」と、同項第六号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」とあるのは「廃棄物処理法」と、事業団法第二十五条第一項中「整理しなければならない」とあるのは「整理し、廃棄物処理法第八条の六第一項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない」と、事業団法第四十条第二項、第四十一条第一項及び第四十四条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び廃棄物処理法」と、同項第三号中「もの」とあるのは「もの並びに廃棄物処理法第八条の六第一項に規定する業務」と、事業団法第四十七条第三号中「第十八条」とあるのは「第十八条及び廃棄物処理法第八条の六第一項」とする。</p>	<p>（環境事業団の業務の特例）                  第八条の六（略）</p> <p>2 前項の規定により環境事業団の業務が行われる場合には、事業団法第十八条第一項第四号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十七号）」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十七号。以下「廃棄物処理法」という。）」と、「同法」とあるのは「廃棄物処理法」と、同項第六号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」とあるのは「廃棄物処理法」と、事業団法第二十四条の二中「整理しなければならない」とあるのは「整理し、廃棄物処理法第八条の六第一項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない」と、事業団法第三十一条第二項、第三十二条第一項及び第三十五条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び廃棄物処理法」と、同項第五号中「もの」とあるのは「もの並びに廃棄物処理法第八条の六第一項に規定する業務」と、事業団法第三十八条第三号中「第十八条」とあるのは「第十八条及び廃棄物処理法第八条の六第一項」とする。</p>